３．［３］⑭①のうち、「④イの各項に定める周遊エリア内を通行（ただし、周遊エリア内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（西日本高速道路株式会社及び兵庫県道路公社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限るものとし、当該申込時に指定した利用可能日数及び連続する利用期間内の通行に対して、本割引を適用する。）」を「④イの各項に定める周遊エリア内を通行（ただし、周遊エリア内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（西日本高速道路株式会社、京都府道路公社及び兵庫県道路公社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限るものとし、当該申込時に指定した利用可能日数及び連続する利用期間内の通行に対して、本割引を適用する。）」に改める。

３．［３］⑭④イ㈠の表を次のとおり改める。

㈠　京都・兵庫エリア

路線名	対象区間
中央自動車道西宮線	八日市インターチェンジから西宮インターチェンジまで
近畿自動車道名古屋神戸線	甲賀土山インターチェンジから大津ジャンクションまで、城陽インターチェンジから八幡京田辺インターチェンジまで、高槻ジャンクション（新名神）から神戸ジャンクションまで、草津ジャンクションから大津ジャンクションまで及び高槻ジャンクション（新名神）から高槻ジャンクション（名神）まで
近畿自動車道敦賀線	吉川ジャンクションから小浜インターチェンジまで
中国縦貫自動車道	吹田ジャンクションから佐用インターチェンジまで
山陽自動車道吹田山口線	神戸ジャンクションから備前インターチェンジまで
中国横断自動車道姫路鳥取線	全区間
京滋バイパス	全区間
油小路線	全区間
第二京阪道路	全区間
京奈道路	全区間
京都縦貫自動車道	全区間
京都府道路公社が管理する山陰近畿自動車道	全区間（ただし、京丹後大宮インターチェンジから大宮峰山インターチェンジまでの区間については、当該区間の供用開始の日から適用する。）（令和７年４月１日から適用する。）
兵庫県道路公社が管理する播但連絡道路	全区間
兵庫県道路公社が管理する遠阪トンネル	全区間

３．［３］⑰①のうち、「④イ㈠に定める周遊エリア内を通行（ただし、周遊エリア内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限るものとし、当該申込時に指定した利用可能日数及び連続する利用期間内の通行に対して、本割引を適用する。）」を「④イ㈠に定める周遊エリア内を通行（ただし、周遊エリア内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（西日本高速道路株式会社及び京都府道路公社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限るものとし、当該申込時に指定した利用可能日数及び連続する利用期間内の通行に対して、本割引を適用する。）」に改める。

３．［３］⑰④イ㈠の表を次のとおり改める。

㈠　大丹波エリア

路線名	対象区間
近畿自動車道敦賀線	丹南篠山口インターチェンジから舞鶴東インターチェンジまで
京都縦貫自動車道	宮津天橋立インターチェンジから丹波インターチェンジまで、丹波インターチェンジから千代川インターチェンジまで及び千代川インターチェンジから篠インターチェンジまで
京都府道路公社が管理する山陰近畿自動車道	全区間（ただし、京丹後大宮インターチェンジから大宮峰山インターチェンジまでの区間については、当該区間の供用開始の日から適用する。）（令和７年４月１日から適用する。）

３．［４］⑵①ホのうち、「2024」を「2025」に改める。

３．［４］⑷①のうち、「③イからヲまでのいずれかの期間内に、」を「③に定めるいずれかの期間内に、」に改める。

３．［４］⑷③ヲの次に次のとおり加える。

ワ　令和７年４月１日から令和７年４月30日まで

カ　令和７年５月１日から令和７年５月31日まで

ヨ　令和７年６月１日から令和７年６月30日まで

タ　令和７年７月１日から令和７年７月31日まで

レ　令和７年８月１日から令和７年８月31日まで

ソ　令和７年９月１日から令和７年９月30日まで

３．［４］⑷⑤ロ及びハを次のとおり改める。

ロ　深夜割引、休日割引、深夜割引（マイレージ登録）又は深夜割引（マイレージ登録）経過措置との重複適用関係

本割引と深夜割引、休日割引、深夜割引（マイレージ登録）又は深夜割引(マイレージ登録)経過措置の割引適用要件に該当する自動車の場合、深夜割引、休日割引、深夜割引（マイレージ登録）又は深夜割引（マイレージ登録）経過措置は適用しないものとする。

ハ　平日朝夕割引（マイレージ登録）との重複適用関係

本契約の期間内において、本契約における適用区間内外の通行にかかわらず、平日朝夕割引（マイレージ登録）は適用しないものとする。